平成30年分　給与所得者の配偶者控除等申告書

所得者本人の合計所得金額が950万円超1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が38万円以下かつ年齢70歳未満の場合

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

所轄税務署長　神田

給与の支払者の名称（氏名）　○○○○　株式会社

給与の支払者の法人番号　2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8

※ この申告書の提出を受けた給与の支払者（個人は除きます。）が記載してください。

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記します。給与の支払者が個人の場合は、給与の支払者の個人番号を付記する必要はありません。

あなたの住所又は居所　東京都千代田区神田錦町３－３

（フリガナ）あなたの氏名　シナガワ　品川　聡明　㊞

給与の支払者受付印

税務

◎ あな　を超える場合又は配偶者の合計所得金額の見積額が123万円を超える場合　受け

◎ 合計　下表「合計所得金額の見積額の計算表」をご利用ください。

左の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額」に該当する判定結果にチェックをします。

下の「合計所得金額の見積額の計算表」の「配偶者の合計所得金額（見積額）」欄で計算し求めた合計所得金額を記載します。
※配偶者の所得が給与所得だけで、給与の収入金額が2,015,999円を超える場合は、合計所得金額が123万円を超えるため、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

左の判定結果を記載します。

あなたの本年中の合計所得金額の見積額	*1	10,000,000 円	区分Ⅰ	C（左のA～Cを記載）
A 900万円以下	B 900万円超950万円以下	☑ C 950万円超1,000万円以下		

下の「合計所得金額の見積額の計算表」の「あなたの合計所得金額（見積額）」欄で計算し求めた合計所得金額を記載します。
※あなたの所得が給与所得だけで、給与の収入金額が12,200,000円を超える場合は、合計所得金額が1,000万円を超えるため、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

配偶者が非居住者である場合に○を付けます。
※親族関係書類の添付等が必要です（扶養控除等申告書を提出した際に添付等をしている場合には、不要です。）。

個人番号	生年月日	老人控除対象配偶者（昭24.1.1以前生）	非居住者である配偶者	生計を一にする事実
6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6	明・大・昭・平 49 年 2 月 25 日			

控除の対象となる配偶者の個人番号を記載します。

あなたと異なる　者　品川　眞実

配偶者の本年中の合計所得金額の見積額　*2　380,000 円　区分Ⅱ

判　☐ 38万円以下かつ年齢70歳以上（昭24.1.1以前生）　①
☑ 38万円以下かつ年齢70歳未満　②
③
④

左の判定結果を記載します。

②

（左の①～④を記載）

配偶者の年齢及び上の「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」欄から、該当する判定結果にチェックをします。

◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

合計所得金額の見積額の計算表

あなた	所得の種類	収入金額等ⓐ	必要経費等ⓑ	所得金額（ⓐ－ⓑ）
所得金額（見積額）	給与所得 (1)	12,200,000 円	（注）	10,000,000 円
	事業所得 (2)			
	配当所得 (4)			
	不動産所得 (5)			
	退職所得 (6)		（退職所得控除額）	（ⓐ－ⓑ）×1/2又は（ⓐ－ⓑ）
	(1)～(6)以外の所得 (7)		（うち特別控除額　円）	（一時所得又は長期譲渡所得は1/2）
	(1)～(7)の合計額			10,000,000

直近の源泉徴収票や給与明細書を参考にして見積もった平成30年中の収入金額を記載します。

裏面の「３　所得の区分」の【①給与所得】を参考に計算した所得金額を記載します。

⇒上記の*1欄に転記してください。

配偶者	所得の種類	収入金額等ⓐ	必要経費等ⓑ	所得金額（ⓐ－ⓑ）
所得金額（見積額）	給与所得 (1)	1,030,000 円	（注）	380,000 円
	事業所得 (2)			
	配当所得 (4)			
	不動産所得 (5)			
	退職所得 (6)		（退職所得控除額）	（ⓐ－ⓑ）×1/2又は（ⓐ－ⓑ）
	(1)～(6)以外の所得 (7)		（うち特別控除額　円）	（一時所得又は長期譲渡所得は1/2）
	(1)～(7)の合計額			380,000

直近の源泉徴収票や給与明細書を参考にして見積もった平成30年中の収入金額を記載します。

裏面の「３　所得の区分」の【①給与所得】を参考に計算した所得金額を記載します。

⇒上記の*2欄に転記してください。

（注）給与所得の「所得金額」の計算に当たっては、裏面の「３　所得の区分」の【①給与所得】を参考にしてください。

「配偶者控除の額」欄に、130,000円を記載します。

控除額の計算

区分Ⅰ	区分Ⅱ ①	区分Ⅱ ②	区分Ⅱ ④（*2の見積額を参照してください。）								
			95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超123万円以下
A	480,000円	380,000円	260,000円	210,000円	160,000円	110,000円	60,000円	30,000円
B	320,000円	260,000円	180,000円	140,000円	110,000円	80,000円	40,000円	20,000円
C	160,000円	130,000円	90,000円	70,000円	60,000円	40,000円	20,000円	10,000円
摘要	配偶者控除		配偶者特別控除					

区分ⅠがC、区分Ⅱが②のため、対象となる控除は配偶者控除となり、控除額は130,000円になります。

配偶者控除の額
130,000 円
配偶者特別控除の額
円

※「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」については、左の表を参考に記載してください。

※　夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除を受けることはできません。